

令和5年12月20日

第12回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第12回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月20日(水) 午後2時00分から午後3時24分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎

2番 佐藤 勝則

3番 大内 和長

4番 菅野 一紀

5番 川口 美奈子

6番 武藤 一夫

7番 安齋 栄

8番 安齋 喜八

9番 佐久間 栄吉

10番 武藤 栄利

11番 菅野 秀和

12番 根本 信康

13番 佐藤 孝志

14番 佐藤 美由紀

15番 遠藤 伝栄

16番 馬場 利正

17番 松本 太

18番 齋藤 弘美

19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉

21番 佐藤 孝

~~22番 武藤 善朗~~

23番 安齋 浩一

24番 佐藤 一男

25番 佐藤 薫

26番 石川 重彦

27番 菅野 正寿

28番 佐藤 洋三

~~29番 平 義一~~

30番 大石 忠雄

31番 遊佐 一夫

32番 欠 員

33番 伊藤 金志

34番 渡邊 一正

35番 遠藤 康子

36番 大内 信一

37番 安齋 秀明

38番 武藤 健之

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員

22番 武藤 善朗 委員、29番 平 義一 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第72号 現況確認証明申請について

第4 議案第73号 非農地判定について

第5 議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第77号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更
申請について

第9 議案第78号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 湯田匡史 農地係 宮崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長　これより、令和5年第12回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告　午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長　委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中19名、推進委員18名中16名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、22番武藤善朗委員、29番平義一委員から欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、7番安齋栄委員、8番安齋喜八委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際お願い申し上げます。

議案の個人情報につきましては、法令に基づき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第72号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案説明の前に、皆様に配付いたしました議案正誤表をご覧ください。

議案書15ページ議案第76号番号4の田畑筆数合計に、議案書19ページ記載の議案番号に誤りがありましたため、お詫び申し上げ訂正させていただきます。また、議案書28ページ、29ページが欠落していたため、こちらもお詫び申し上げ追加配付させていただきます。よろしくようお願いいたします。

議案書3ページをご覧ください。

議案第72号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計1,220平方メートル。非農地の事由、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積69平方メートル。非農地の事由、道路により分断された農地であり、また、荒廃化も進んでいるため農地としての利用が難しいものであります。

番号3、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・畑、面積1,558平方メートル。非農地の事由、今後、耕作する予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号4、農地の所在、[REDACTED]外6筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計4,446平方メートル。非農地の事由、30年程前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（川口美奈子）委員 5番川口美奈子です。議案第72号番号1について調査結果をご報告いたします。12月6日午前10時より、事務局から2名、奥平会長、渡邊一正委員、佐藤勝則委員と私の6名で、現地確認を行いました。議案書にあるとおり桑畑がそのまま荒廃化しており非農地ということでやむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

1番（野地太郎）委員 1番野地です。議案第72号の2番について調査内容を報告いたします。12月7日10時から事務局より長谷川さん、推進委員

の安齋秀明さん、あと自分で、3人で現地を確認しました。内容は事務局の説明のとおりであります。三角の土地で木も茂っておりますので再起不能かなということで原野ということで一致しましたのでご報告いたします。なお、推進委員の佐藤孝さんは都合により別日程で現地を確認し、内容について同意済みであります。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員　　15番遠藤伝栄でございます。議案第72号番号3について調査内容を報告いたします。11月の30日午後からですね、安齋喜八委員、それから遠藤康子推進委員、事務局から湯田係長、長谷川さんで現地を確認いたしました。この畑につきましては、前に田んぼ、休耕田なんですが、田んぼがありまして、両サイド、両側に畑がありまして、比較的この畑はそんなに荒れてないということで、我々全員で非農地判定は難しいということで決定しております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

9番（佐久間栄吉）委員　　9番佐久間です。議案第72号4番について調査結果を報告します。11月30日3時より、事務局より2名、湯田係長、長谷川さん、あと農業委員の安齋喜八さん、農業委員の遠藤伝栄さん、推進委員の遠藤康子委員と私で、6名で現地を確認しました。この土地については30年前より耕作をしてないということで、かなり荒廃化してるので、原野やむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、採決いたします。

議案第72号、番号1から番号4について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

議長（奥平貢市）会長 賛成多数によりまして、議案第72号、番号1から番号4については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第73号「非農地判定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第73号非農地判定について。

非農地調査願出書の提出があった農地について、現地調査を行った結果に基づき、農地法第2条第1項の農地に該当・非該当を下記のとおり決定するものとする。

令和5年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

1、判定する土地につきましては、XXXXXXXXXX外35筆、面積の合計・

29,660平方メートル。うち非農地と判定するもの35筆29,480平

方メートル、非農地と判定しないもの1筆180平方メートルであります。

なお、詳細につきましては、議案書6ページから7ページをご覧ください。

2、非農地判断基準につきましては、議案書5ページ記載のア、イのとおりであります。

3、判断の理由につきましては、非農地とするものは、現況が原野化等しており、農地として活用することが困難であると認められるものであります。

非農地としないものは、非農地判断基準に該当すると認められないものであります。

4、判定後の処理につきましては、所有者に対し非農地通知または非農地に該当しない旨の通知を発送いたします。非農地と判定されたものについて、関係機関にも周知いたします。また、農地台帳から削除し、所有者に対して地目変更登記を促します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 18番齋藤です。議案73号番号1と2について調査内容を報告いたします。11月6日に、馬場委員、安齋浩一委員と私、事務局から2名、計5名で現地調査を行いました。調査の結果、番号1は荒廃状況も非農地判断基準に満たしておらず、周辺の農地にも影響があるため、非農地にすることはできないと判断しました。番号2は立木が生い茂っており、農

地に復元することは困難と判断し、非農地にすることはやむを得ないと考えますので皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 議案第73号非農地判定についてということで、別紙に書かっておりますが、別紙のナンバー3からナンバー33まで報告いたします。11月の30日午後1時30分から、安齋喜八委員、遠藤康子推進委員、それから事務局から湯田係長、長谷川さんの出席のもと確認して参りました。3番から33まで一応、山林・原野ということで非農地判定したということでございます。なお詳細は別紙のとおりです。皆様のご審議よろしくお願いたします。

9番（佐久間栄吉）委員 9番佐久間です。議案第73号34番について説明いたします。11月30日3時30分くらいより、事務局より湯田係長、長谷川さん、あと農業委員の安齋喜八さん、農業委員の遠藤伝栄さん、それと推進委員の遠藤康子さんと私の6名で現地を確認しました。現地を見に行ったら、道もまともに無いような山の中腹にある畑でしたので、それを皆さんと検討した結果、原野でやむを得ないだろうということになりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

6番（武藤一夫）委員 議案第73号番号35番、36番についての報告をいたします。12月4日午前10時から、事務局2名とあと最適化推進委員の菅野正寿さん、石川重彦さん、あと私の5名で現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおり、荒廃した原野ということで確認しております。皆さん

のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第73号について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第73号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

議案第74号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の

要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号2につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地に賃借権を設定するものであります。

番号3につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、こちらの申請については、以前に有償移転での3条許可がされておりますが、無償移転に変更するために改めて申請があったものとなります。

番号4につきましては、譲渡人の農業経営を移譲し、譲受人が農業経営を継承するため、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について担当委員の調査結果の報告を求めます。

33番（伊藤金志）委員 33番伊藤です。議案第74号番号1について調査報告をいたします。申請内容については事務局の説明のとおりです。12月18日午後1時45分から現地において、譲渡人の[]さんと馬場委員と私の3人で、また、譲受人の[]さんは電話にて確認しました。譲渡人の[]さんと譲受人の[]さんは兄弟で何ら問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

36番（大内信一）委員 36番大内です。議案74号2番について調査内

容を報告します。11月15日午後1時に、農業委員の佐藤孝志さんが借受人の[]さん宅へいつが良いかお伺いしたところ、所要があつて出席できないとのことで地図と議案書にて確認いたしました。11月16日、貸付人の[]さん10時にお伺いしたんですが、居なくて奥さまに、午後4時頃から4時30分には帰ってきますとのことでした。16日4時から佐藤孝志さんとともに貸付人[]さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。審議の程よろしく申し上げます。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 議案第74号番号3について報告いたします。先ほど事務局からご説明があつたとおりに、9月の委員会では有償移転ということで、そのように決定されましたが、今回無償移転ということで、11月15日の夜、[]さんに電話で確認しましたら、そのようにしたということでございました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

25番（佐藤 薫）委員 25番佐藤です。議案第74号の4番について調査内容をご報告いたします。12月15日午前10時より現地にて、譲渡人の[]さん、農業委員の安斎喜八さんと私3人で現地を確認いたしました。なお、譲受人の[]さんは、譲渡人が夫であり、夫に全てを任せておくのでそのとおりに申し上げますということで、現地には出席されませんでした。現地は自宅のすぐ前にあり、現在そこには住んでないんですが、住んでいた所の前にありまして、河川工事が終了いたしまして、今後は奥さんの方でそこへ野菜を作っていきたいなという考えがあるということでしたので、特に問題な

いのかなと判断してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

7番（安齋 栄）委員 74の3について、有償から無償になった理由を、分かればいいんで。

事務局 ご質問いただいた内容についてなのですが、そちらについて内部で改めて確認して、当日の回答とさせていただきたいと思います。よろしく願いします。

議長（奥平貢市）会長 ただいま事務局から後ほど調べたうえで答弁するということになりましたので。こちら担当者をご存じですか。分からないですかね。もし分かるのであれば。分かりますか。

15番（遠藤伝栄）委員 だいたい分かります。

この■■■■さんにつきましては、前安達中学校の校長先生ということで、やっておられた方で、退職して自分の子どもたちが後継者として来れないと、子どもたちが全部あの土地も山も財産も何もいらないから処分しておいてくれということで、9月の委員会でも■■■■さんのところに無償で水田がいったところもありました。そういうことで畑も無償でやっていますし、山林につきましても、できれば貰ってくれる方があれば法的な手続きは全部私がやる、とい

うようなことで、全ての財産無くするような段取りでいるような方でございます。そこまでは本人が話しておりました。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　ただいま遠藤伝栄委員から答弁がありました。安齋栄委員よろしいでしょうか。

7番（安齋 栄）委員　　はい。分かりました。

議長（奥平貢市）会長　　はい。それでは、その他、質問、ご意見等ございませんでしょうか。

16番（馬場利正）委員　　74の4番についてなのですが、夫婦であればわざわざ無償移転して登記料払う必要はないような気がするんですけど、なんでこういうふうな事態になったのかなって、ちょっと聞きたいもんですから、お願いします。

議長（奥平貢市）会長　　ただいまの質問について事務局答弁願います。

事務局　　ただいまのご質問に対する回答についてなのですが、申し訳ありませんが、こちらの方でそのようなところに関する情報については把握はしてありませんでした。すみませんでした。失礼します。

議長（奥平貢市）会長　　ただいまの答弁でよろしいでしょうか。はい。

25番（佐藤 薫）委員　　25番佐藤です。ただいまのご質問に対しまして、私の知る範囲でちょっと補足ということでご説明したいと思います。ちょうど河川工事が終わりました、3年ぐらいは何も作れなかった場所なんですね。そのところがようやく完成しまして、奥さんの方で野菜も作っていかうかなって

いう考えだということで、じゃあわざわざ確かに馬場委員のおっしゃるとおりで、同じ家の中でそういったことやらなくてもいいじゃないですかなんて話も出たんですけども、譲渡人の夫の[REDACTED]さんも年齢がある程度なってきた、うちは長生きする家系でないと、だからもう先のことを考えると、まあ奥さんとそんなに離れているわけではないと思うんですが、この際妻の方に譲り渡して登記の方の変更もしておきたいなという考えがあるようです。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 はい。ただいまは佐藤薫委員からの答弁でございましたが、馬場委員よろしいですか。

その他質問等ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ございませんか。それではただいま議案の74号3番と4番について質問がありましたが、それぞれ担当者が返答させていただきまして解決しましたので採決に移りたいと思います。

議案第74号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第74号番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第75号「農地法第4条第1

項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページから11ページにかけてご覧願います。

議案第75号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和5年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請になります。

昭和55年頃から使用していた物置が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番松本です。議案75号番号1について調査内容を報告いたします。12月16日午前9時30分より、現地にて申請人の
■さんと行政書士の■さんから、大石忠雄委員と私で聞き取り調査
を行いました。申請人が大人数でしたので、代表して■さんからお聞きいた

しました。内容は事務局の説明のとおりです。調査結果、許可やむなしと判断しましたので皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　無いようですので採決に移ります。

議案第75号番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第75号番号1については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第7、議案第76号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書12ページをご覧ください。

議案第76号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、既存資材置場が手狭であるため、申請地に倉庫、資材置場を計画します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書13ページから14ページにかけてご覧願います。

番号3、事業拡大にあたり、申請地に倉庫建築、駐車場設置及び、事業面積が広大であるため調整池、水路の設置を計画します。

汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、転用に係る第1種農地の面積が事業全体面積の3分の1未満であるため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号4、一時転用になります。

造成工事受注にあたり、残土置場が必要となったため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、[REDACTED]、[REDACTED]は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

[REDACTED]、[REDACTED]以外の6筆は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができますと判断されるものであります。

議案書16ページをご覧ください。

番号5、子どもの成長に伴い、既存住居が手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は市下水道へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号6、申請地周辺で宅地の需要が見込まれるため、申請地に宅地分譲を計画します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号7、一時転用になります。

再生可能エネルギーの地産地消に貢献するため、申請地に営農型太陽光発電設備を計画します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置そ

の他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号 8、事後申請になります。

平成 8 年頃から使用している通路が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 9、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第 2 種農地と判断されるものであります。

議案書 18 ページをご覧ください。

番号 10、一時転用になります。

造成工事を行うにあたり、資材置場、駐車場が必要となったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号 11、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番松本です。議案76号番号1について調査内容の報告をいたします。12月18日午後2時20分より現地にて行政書士の[]さんから大石忠雄委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さんと譲受人の株式会社[]の[]さんから電話で確認し、申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局の説明とおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議案76号番号2について、調査内容を報告いたします。12月16日午前10時より現地にて行政書士の[]さんから、菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。貸付人の[]さんと借受人の[]さんからは電話で確認し申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局の説明とおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

16番（馬場利正）委員 16番馬場です。議案76号番号3について調査

結果を報告いたします。内容については事務局説明のとおりです。18日午後1時より [] 夫妻、 [] さん、あと、 [] の [] [] さん、 [] 部長、伊藤金志さん、私とで、現地にて聞き取り調査をいたしました。 [] さんは当日仕事で行けないということで、電話で確認をしております。 [] さんも現地確認いたしましたが、問題はありませんでした。 [] さんについては聞き取り調査をする以前、16日に私と菊地委員で現地を確認いたしましたところ、すでに盛土がされておりまして、18日、伊藤委員とともに事務局に出向き、事前着工ではないかということで確認をいたしましたが、以前に転用届けも出ているので問題はないとのことでした。この農地は5年前に売買契約をしていたと、 [] さん、あるいは [] さんからも説明があり、その当時、たぶん会社などで登記が出来なかったんだろうと、まあそういうことで今回の運びになったということであります。 [] さんからは、現況はかなり高く盛土されておったのですが、傾斜を今以上にゆるくし中段にはU字溝を入れて、更に現在の高さの水平部分より更に奥まで引っ込んで工事をする予定だという説明を受けたのですが、 [] 夫妻はこんなに高くなるということは承知はしてなかったということで、とても心配だという話でありました。そこで不安を解消するためにはどのようにしたら良いですかということでお話を聞いて、 [] さんの要望を文書化するように [] に申し送りをいたしました。19日、 [] 部長の方から、先ほど会長の方から文書化の承認をもらいましたという話がありま

したので、伊藤委員とともに会社に出向いてその内容を確認してまいりましたので、その際、近日中に文書化をして出すので今回の案件については承認をお願いしたいという話もいただきましたので、本案件は許可適当であると思われるので皆様のご審議よろしく申し上げます。

2番（佐藤勝則）委員　2番佐藤です。議案第76号の4番につきまして聞き取り調査の内容をご報告申し上げます。12月の6日に、この案件は5千平方メートルを超えるということで、奥平会長と私とあと推進委員の平さんと、あと事務局より高根事務局長と菅崎さんと、あと借受人の████████株式会社から████████さんと、あと、████████から████████さんが来ていただきまして、内容等の確認をしてまいりました。ここは████████さんの敷地造成に伴う残土、それがだいたい4万立方メートル発生するというので、その残土置場、残土の捨て場としてこの農地を利用したいということで、貸付人の████████さん、████████さん、████████さん、████████さんにはそれぞれ電話で申請内容に間違いありませんという返事をいただいております。なお、この田んぼの道路の反対側に池があんですけれども、その田んぼの下にある、田の耕作に関する水路等の維持管理というか、皆さんに迷惑かけないような工事方法で捨て場を造成したいという話になっておりますので、何ら問題なく許可適当と思われるので皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員　7番安齋です。議案第76号番号5、6について調査内容を報告いたします。まず5について、去る17日午前8時30分から議

以上耕作をしてないという畑です。今後も耕作するあれもないので許可適当と判断いたしました。ただ、前回もこの下で太陽光の許可をしたんですが、埋め立てしたんですけども、どうも県の方から作物はよろしくないということであったということなので、今後この産業廃棄物を埋め立てした土地を農地にしたということに関しては今後調査をする必要があるなあと思いました。以上報告を終わります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

4番（菅野一紀）委員　　4番菅野です。7番の件について質問なんですけども、私もあの何年か前にあったんですけども、借受人の [REDACTED] [REDACTED] 株式会社 [REDACTED] さんの件なんですけども、私もこの電話番号にいった時になんか出ないような感じで、いろいろ調べて携帯番号わかったんですけども、この電話番号を最初から携帯番号にしてもらえれば有難いなって思って手をあげました。でないとなあの調べるのなかなか大変なんで、まあこの方はあっちこっちにいろいろ持ってるようなんで、出来ればそのようにしてください。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　それでは事務局答弁願います。

事務局　ただいまのご質問にお答えいたします。電話番号の件についてですが、こちらについては [REDACTED] 株式会社の [REDACTED] さ

んに確認しまして、了承いただければ、次回から申請があった際には本人の携帯電話の番号をご記載させていただきます。よろしくお願いします。

議長（奥平貢市）会長　　その他質問意見等ございますか。

8番（安齋喜八）委員　　76号の2番の賃貸借の農地転用なのですが、地図を見ましたところ、私毎日あそこ二本松に来る時に見てまして、もう資材置き場に使ってるんですね、これ違反転用だから、私はわかるんです。もう資材お置いて農機具いっぱい置いてあります。それで今更転用するって、一時転用するってのはおかしいじゃないと私は思うんですが、今まで農地とは荒地となつて使っていなかったとかっていうんじゃないかと、今農機具置いてあるわけですよ資材置き場として、だから違反転用じゃないですかと思うんですが、会長も見て多分通ってて分かるでしょう、だったら違反転用ならば一回元に戻してから転用かけるとかしなければ、他の人いっぱい私もあちこち見て歩いているんですが、時々そういうの見受けられるんですね、あそこはどのくらいだろう何年もあそこにやってんだ、どうなんでしょうか、事務局の方、その説明は。

事務局　　この件についてなんですけども、こちらの件に関しましては行政書士の方に速やかに撤去するように指導は行っておりました。また、こちらの改めて農地転用の申請が出た経緯についてなのですが、今まで違反状態で農機具をそのまま駐車場ないし資材置き場にしていたというところではあるんですけども、そのところは改めて倉庫を建築するというところで今回挙がってきた次第でございます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 はい。事務局の答弁でしたが、私の方からも、問題になったと思うんですが、何日か前から機械無くなりました。今更地になります。この申請時はどうか分からないですが、今日も見てたので分かるんですが、あれだけあった機械が一台もありません。更地になっておりましたので、今更ということもありますが、それで対処したんじゃないかと思います。以上でございます。

8番（安齋喜八）委員 分かりました。私も議案に挙がってきて気が付いたんで話したんで、毎日見てる訳じゃないんで、了解いたしました。

議長（奥平貢市）会長 その他質問意見ございますか。よろしいですか。

4番（菅野一紀）委員 またすみませんけども、11番について先ほど説明あったと思うんですけども、何か問題あるというので今後管理を徹底したいという話があったんですけども、その管理の徹底というか今後見ていくっていうのがどういうふうにするのか、そこお聞きしたいと思います。

議長（奥平貢市）会長 はい。事務局説明願います。

事務局 こちらの議案第76号番号11のところについて、先ほど菅野正寿委員の方からご説明いただいたところではあるんですけども、そのところで出た問題としまして、過去に産業廃棄物の置場として使用されて、その所を農地として利用する事については問題があるということで、先ほど菅野正寿委員からご説明があったところではあります、この所について農業委員会の方で何かこう出来るところがあれば対応していきたいと思いますので、よろしくお願

いします。

27番（菅野正寿）委員 先ほど説明不足でしたが、地元の建築業者で産業廃棄物処理場として終了して、だんだんに農地として整備したんですね。で、田んぼを作ってる人と作れない人というんですが、作った方から重金属ではないんですが、どうも県の方から農地としてうまくないという指示があったという土地がここにあるんですね。そういう意味では、埋め立てをして農地にした場合の、そういう産廃処理場の後に埋め立てをして農地に復元をした所に関しては、県と連絡を取って農地として適当でないかどうか、もう一度地権者の声を受けて確認していく必要があるなあという意味です。

議長（奥平貢市）会長 はい、その話は事務局ないしは県とかは連絡等は取ってるんですか。これからですね。聞いたばかりですね。はい、分かりました。じゃあこれからということですね。はい。ただいまの答弁でよろしいでしょうか。

4番（菅野一紀）委員 いやわからない。あの検討するっていうのはいいんですけども、確認した後の状況とかなんかの説明はいつ頃してもらえるんですか。

議長（奥平貢市）会長 確定日というか、いつまでにやるという。

4番（菅野一紀）委員 そこまでやらなくても、県と話をするとか市との関連とか色々あると思うんですけども、内容説明できれば聞きたいなど。今はまだしてないと思うんですけども。



議長（奥平貢市）会長 了解しました。これについては事務局は。

事務局長 はい。今の件なんですけど、一つはこの転用の話とはちょっと次元が変わってくるように思われます。栽培するかどうかの件については、農業委員会の所管というよりも、農業振興課の方の所管になるものだろうと考えられますので、農業振興課の担当と一度話してみないと、ちょっと何ともお答えできない部分がありますので、そちらと協議してまたご連絡した方がよろしいですか。

4番（菅野一紀）委員 総会とかそういう機会に言ってもらえれば有難いです。

事務局長 次回の1月の総会までに結論が出ればお話したいと思います。

議長（奥平貢市）会長 ただいまの答弁でよろしいでしょうか。

15番（遠藤伝栄）委員 この広島県の業者さん、
。だいたいこれ売買だったんですね、今まで。これ買うんだよね、ここのうちの畑についても有償移転ということでこの業者に。そうすると畑としてこの業者は使わないんだ、すぐ太陽光発電になります、だから特に問題ないかなと思うんですね。

議長（奥平貢市）会長 はい。要するに、有償移転で所有者が変わるんで関係ないというか、そういうことですかね。

15番（遠藤伝栄）委員 所有権移転しちゃって、そうですね、買っちゃって直ぐに太陽光発電を造ってしまう。

議長（奥平貢市）会長 はい。事務局これについて何か。

暫時休議いたします。

(休議中)

議長（奥平貢市）会長 再開いたします。では改めてまとめたいと思いますので局長の方からご説明願います。

事務局長 それでは、再度今の話なんですが、今回議案に挙がっている太陽光発電設備を設置する土地と、また周りと言いますか、違う所の土地の話も混ざっているようですので、再度、過去の経緯などを調査してみて判明したことがあれば、次回の総会の時に皆様にご説明したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 菅野一紀委員よろしいですか。

4番（菅野一紀）委員 はい。分かりました。

議長（奥平貢市）会長 ちょっと話が複雑なんで、農業委員会管轄と農業振興課の管轄とあるようだし、もう1つは先ほどから質問あるように、県の管轄も入ってくるのであれば三者三様に討議していただいて説明願いたいと思いますのでそのように執り行いたいと思います。はい。その他ご質問等ございますか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それではただいま2番と11番について質問等がありましたが、11番については調査を再度するということでさせていただきますまして、移りたいと思います。

採決いたします。

議案第76号、番号1から番号11について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第76号、番号1から番号11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第77号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

議案第77号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和5年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、市発注事業である住宅団地造成工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（川口美奈子）委員　　5番川口美奈子です。議案第77号番号1について調査結果をご報告いたします。12月6日、先ほどご報告した議案72号の調査の後そのまま現地確認をいたしました。事務局から2名、奥平会長、渡邊一正委員、佐藤勝則委員と私の6名、そして[REDACTED]の担当者に立ち合いをいただき説明を受けました。事務局説明のとおり、駅裏造成工事の工期延長に伴い1ヶ月延びるということで、経過書も提出していただいております。特に問題が無いと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　無いようですので採決いたします。

議案第77号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第77号番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第78号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書20ページをご覧ください。

議案第78号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は12月28日を予定しております。

農地流動化の状況につきまして、追加配布させていただきました議案書29ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区26筆、計11,939平方メートル、安達地区21筆、計30,390平方メートル、岩代地区2筆、計6,655平方メートル、合計49筆、計48,984平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書22ページの番号5、議案書24ページの番号10、番号11、議案書26ページの番号15、こちらについては[REDACTED]のみとなっております。議案書27ページの番号16になります。

また、議案書 27 ページの番号 16 については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 1 から番号 16 につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 はい。無いようですので採決いたします。

議案第 78 号、番号 1 から番号 16 について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 78 号、番号 1 から番号 16 については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和 5 年第 12 回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後 3 時 24 分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和5年12月20日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員